

1.人材開発支援助成金概要（旧キャリア形成促進助成金）

助成対象訓練	内容	助成金額 (中小企業)	限度額	対象労働者
特定訓練コース	採用5年以内、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成 45% (60%) 賃金助成 760円/h (960円/h)	20時間以上100時間未満 15万円 100時間以上200時間未満 30万円 200時間以上 50万円	従来から雇用されていた雇用保険被保険者（自発的に受講する教育訓練（就業規則に定めが必要あり））
一般訓練コース	特定訓練コース以外	経費助成 30% (45%) 賃金助成 380円/h (480円/h)	20時間以上100時間未満 7万円 100時間以上200時間未満 15万円 200時間以上 20万円	

() 内は、生産性要件に該当した場合 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- 従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金の額を支払っていること。
- 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨含む）していないこと。

1.人材開発支援助成金手続き手順（旧キャリア形成促進助成金）

区分	内容	備考
(1) 訓練開始前に都道府県労働局へ書類申請	1.事業内職業能力開発計画 (能力開発体系図も)	1.作成（企業理念・人材の適正配置の方針・教育訓練体系）
(2) 職業能力開発推進者の選任	1.職業能力開発推進者選任	1.規定様式
(3) 訓練実施計画届と事業内職業能力開発計画の提出		
ここまで訓練1ヶ月前までに提出		
(4) 訓練の実施		
(5) 支給申請	申請様式のダウンロード 詳しくはこちらから http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000159233.html	